

## 法人の受取利息に対する利子割が廃止されました

### 《概要》

法人の場合、平成27年12月31日までは預貯金等に対する利子については15.315%の所得税および復興特別所得税（国税）そして5%の利子割（地方税）が源泉徴収された後の差引額が受取利息として支払われていましたが、平成28年1月1日以後については、この利子割が廃止になりました。

### 《取扱い》

このことにより、平成28年1月以後に実際に支払われる受取利息の金額が平成27年までより多くなるということになります。

所得税15.315%+利子割5%、合計20.315%を控除された金額つまり、100に対して79.685の割合で支払われていた受取利息が、28年1月以後は84.685の割合で支払われることになります。

### 《道府県民税の納付に関して》

法人は総合課税のため、期中に受取利息から税金として差し引かれる利子割は道府県民税の前払いと位置づけられ、この利子割を、法人税の申告の際に納付する道府県民税から控除することができました。

しかし利子割が廃止になったため申告の際の控除の計算もなくなり、法人税の別表の記載も変わるということになりますので、注意が必要です。